

証券コード 8281
平成28年6月8日

株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号
ゼビオホールディングス株式会社
代表取締役社長 諸 橋 友 良

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第44期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書のご返送は平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

以 上

【お知らせ】

1. インターネットによる開示について

提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www1.xebio.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

2. 決議通知について

株主総会決議通知の発送は取りやめ、本株主総会の結果は、当社ウェブサイト（<http://www1.xebio.co.jp/>）に掲載させていただく予定です。

3. 議決権行使書について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

4. 株主総会招集ご通知の英語訳について

以下は、本株主総会招集ご通知の英語訳が当社ウェブサイトに掲載されている旨を英文でお知らせするものです。

Notice: This is a convocation notice for the XEBIO Holdings CO., LTD. Shareholder's Meeting on June 29, 2016. An English translation of this document is placed on the company's web-site (<http://www1.xebio.co.jp/>).

当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社定款第38条に定めております。

当期の期末配当につきましては、平成28年4月19日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

1.株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円50銭

配当総額は、789,403,493円となります。

(これにより、年間配当金は、平成27年12月10日に実施した中間配当金17円50銭と合わせ1株につき35円となります。)

2.剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月9日(木曜日)

以上

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）におけるわが国経済は、政府の経済対策等の効果もあり、緩やかな景気回復基調で推移しましたが、世界経済の下振れリスクなど先行きに対しては不透明な部分もございました。

スポーツ用品販売業界におきましては、天候の影響を受けたウィンタースポーツマーケットは低迷しましたが、国際大会での日本代表チームや日本人選手の活躍を伝えるニュースなどを耳にする機会が多かったこともあり、スポーツへの関心は高く、引き続きパーソナルスポーツ関連商品を中心に、堅調に推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、「地域一番店」を目指して、顧客ニーズの変化に合せた店舗体制を、店舗主体の運営を推進することで構築してまいりました。

コアビジネスの成長促進については、各カテゴリーにおいて、季節や個店ごとに異なる「バリューポイント」を意識し、地域MDや接客販売に注力いたしました。新たな取り組みとしては、平成28年2月に日本初のPGA TOUR公認ゴルフショップを、茨城県土浦市にオープンしました。“今すぐゴルフがやりたくなる”をコンセプトに、ショップという概念を超え、全てのゴルファーが楽しく充実した時間を過ごせる、様々な機能を有した店舗となっております。

この店舗を含め国内では、都市部のショッピングセンターへの進出や積極的なスクラップアンドビルドによるものを中心に、スーパースポーツゼビオ8店を含む52店出店する一方、各業態合計14店の閉店も並行して進めております。また既存店の改装においては、52店舗にて実施いたしました。なお、海外におきましても、店舗のスクラップアンドビルドを行いつつ、商品構成と店舗運営の現地化を進めております。

また、将来の成長に向けた組織再編の一環として平成27年10月に移行した純粋持株会社体制のもと、これまで以上にグループシナジーを発揮し、各社が有する能力をさらに高めていく土壌が構築されてきております。

さらに今回の組織再編に合わせ、代表取締役と社外役員によるガバナンス委員会、社外の有識者によるアドバイザリーボードを創設したことにより、ガバナンスやコンプライアンスに対する取り組みを強化しております。

これらにより、当期連結会計期末におけるグループの総店舗数は、717店舗となり、グループ合計の売場面積は前連結会計年度末に比べて7,960坪増加して188,755坪となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高2,213億91百万円（前期比5.1%増）、営業利益61億67百万円（前期比9.1%増）、経常利益63億94百万円（前期比0.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益21億18百万円（前期比1.6%増）となりました。

部門別の連結売上高については、次のとおりであります。

部 門		第 43 期		第44期 (当期)		前期比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		百万円	%	百万円	%	%
ウ	ィンタースポーツ	17,313	8.2	14,315	6.5	82.7
ゴ	ルフ	51,975	24.7	56,131	25.4	108.0
一	般競技スポーツ	73,902	35.1	81,529	36.7	110.3
ス	ポーツアパレル	27,885	13.2	28,467	12.9	102.1
ア	ウトドア・その他	30,089	14.3	31,414	14.2	104.4
ス	ポーツ用品・用具計	201,166	95.5	211,858	95.7	105.3
フ	ァッション衣料計	1,326	0.6	1,137	0.5	85.7
そ	の他計	8,179	3.9	8,394	3.8	102.6
合	計	210,672	100.0	221,391	100.0	105.1

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
 2. 「その他計」は、クレジットカード事業収益、書籍及び食品等の販売、宿泊事業等を含んでおります。

主な商品部門別の概要は、次のとおりであります。

【ウィンタースポーツ部門】

ウィンター用品・用具は、昨今のファミリー需要の高まりを受けつつも、記録的な暖冬による雪不足の影響を著しく受ける結果となりました。

以上の結果、ウィンター用品・用具部門の売上高は、前期比17.3%の減少となりました。

【ゴルフ部門】

ゴルフ用品・用具は、大型ブランドのモデルチェンジによる買い替え需要もあり、堅調に推移いたしました。ゴルフシューズでは高機能シューズの販売が好調だったことから、売り上げを伸ばしました。また新社会人など初めてゴルフを始める方に向けた商品提案やプロモーションを強化し、新規顧客の獲得を強化いたしました。また暖冬の影響から降雪が少なく、ゴルフ場がクローズとなることが少なかったこともあり、好調に推移いたしました。

以上の結果、ゴルフ用品・用具部門の売上高は、前期比8.0%の増加となりました。

【一般競技スポーツ・シューズ部門】

一般競技スポーツでは、新規客層獲得に注力した品揃え、キャンペーンを強化いたしました。特にラケットスポーツでは、部活人口の増加を背景として高まる需要により、好調に推移いたしました。

以上の結果、一般競技スポーツ・シューズ部門の売上高は、前期比10.3%の増加となりました。

【スポーツアパレル部門】

スポーツアパレルでは、各専門競技部門へ分散する傾向もみられました。暖冬の影響により、防寒アイテムは低調に推移いたしましたが、タウンユース向け提案を行った一部の夏物商品などは好調に推移いたしました。

以上の結果、スポーツアパレル部門の売上高は、前期比2.1%の増加となりました。

【アウトドア・その他部門】

アウトドア・レジャー用品は、ファミリー層獲得に向け品揃えを強化したことにより好調に推移いたしました。

トレッキング用品では、登山ブームの一巡により本格的な登山用途の商品は伸び悩みましたが、レジャー、タウンユース向け商品は堅調に推移いたしました。

フィットネス用品では、近年の健康ブームの流れもあり、堅調に推移いたしました。

以上の結果、アウトドア・その他部門の売上高は、前期比4.4%の増加となりました。

(2) 対処すべき課題

政府の経済対策等の効果もあり、緩やかな景気回復が見込まれるものの、年明け以降の株価急落や急激な円高、世界経済の先行き懸念といった、消費マインドの冷え込みを危惧する向きもあり、予断を許さない状況でございます。スポーツ用品販売業界におきましても、健康志向の高まりからパーソナルスポーツに取り組む動機が増えてきている一方で、少子高齢化、人口減による市場縮小も懸念され、楽観視できない状況でもあります。

このような状況下、当社グループは、コア事業であるスポーツ用品小売事業につきましては、現在進めている「地域一番店」に向けた個店競争力の強化を引き続き推進してまいります。その為にも、これまで以上に地域の皆様に寄り添い、移りゆくニーズを的確且つ迅速に把握し、その要求に応えることができる仕組み・体制作りに取り組むとともに、人財育成を通じてスポーツナビゲーターが一人ひとりの販売の基礎となるスキルを高めた上で、業務フローや組織連携の見直しといった次のステージに向けた改革を促進してまいります。

また、人口減少・少子超高齢化が進んでいる我が国の企業として中長期的な成長を見込む為、テリトリーの拡大と潜在需要の掘り起こしに向けたアクションの必要性を、近年強く感じております。この想いを実現するためにも、スポーツを通じて、お客様のニーズに対して総合的な提案を行い、お客様とともに歩んでいくことができる「ライフスタイルカンパニー」を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は7,132百万円となりました。その主な投資といたしましては、当連結会計年度中の新規出店（58店舗）であり、その主な内訳は次のとおりであります。

時 期	店 名	時 期	店 名
平成27年4月	S S X埼玉ららぽーと富士見店 ヴィクトリアゴルフ埼玉ららぽーと 富士見店	平成27年4月	S S Xアクロスプラザ榎原店 ヴィクトリアゴルフ アクロスプラザ 榎原店 ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴ ルフアクロスプラザ榎原店内）
平成27年4月	S S Xもりのみやキューズモール店 ヴィクトリアゴルフもりのみやキュー ズモール店 エルブレスもりのみやキューズモー ル店	平成27年4月	ゴルフパートナー和合練習場店
平成27年4月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴ ルフ北見店内）	平成27年4月	ゴルフパートナー（ネクサス北上店 内）
平成27年4月	ヴィクトリアゴルフ佐賀店	平成27年4月	ゴルフパートナー福山王子店
平成27年4月	ネクサス仙北店	平成27年5月	ゴルフパートナー ノホテル店（マレ ーシア）
平成27年6月	X'tyle Vision（S S X宮崎店内）	平成27年7月	ヴィクトリアゴルフR 3新宮店
平成27年7月	ゼビオスポーツエクスプレスさいたま 新都心コクーンシティ店 ヴィクトリアゴルフさいたま新都心 コクーンシティ店 エルブレスさいたま新都心コクーン シティ店	平成27年7月	ネクサス由利本荘店 ゴルフパートナー（ネクサス由利本 荘店内）
平成27年7月	ゴルフパートナー昭島店	平成27年7月	ゴルフパートナー南森町店
平成27年9月	トランスビュー イポー店（マレーシ ア）	平成27年10月	トランスビュー ホライズンヒルズC C店（マレーシア）
平成27年10月	S S X水戸店 ヴィクトリアゴルフ水戸店 ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴ ルフ水戸店内） X'tyle（S S X水戸店内）	平成27年10月	エルブレスららぽーと海老名店
平成27年10月	ゴルフパートナー日高プラスワン練 習場店	平成27年11月	ゴルフパートナー富士宮バイパス店
平成27年11月	S S Xイオンタウン成田富里店 ヴィクトリアゴルフ成田富里店 ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴ ルフ成田富里店内） X'tyle（S S X成田富里店内）	平成27年11月	S S XららぽーとEXPOCITY 店 ヴィクトリアゴルフららぽーとEX POCITY店

時 期	店 名	時 期	店 名
平成27年11月	トランスビュー スタッフフィールド カントリーリゾート店 (マレーシ ア)	平成27年12月	ダブルイーグル銀座ナイン店
平成27年12月	S S Xららぽーと立川立飛店 ヴィクトリアゴルフららぽーと立川 立飛店 エルブレスららぽーと立川立飛店	平成27年12月	ゼビオスポーツエクスプレス池袋東 口店 ヴィクトリアゴルフ池袋東口店 エルブレス池袋東口店
平成27年12月	ゴルフパートナー桜土浦インター練 習場店	平成28年1月	S S X成都金楠天街店 (中国)
平成28年1月	トランスビュー K G P A店 (マレー シア)	平成28年2月	PGA TOUR SUPER STO REつくば学園東大通り店 ゴルフパートナー (PGA TOUR SUPER STOREつくば学園東 大通り店内)
平成28年2月	ゴルフパートナー鹿児島新栄店	平成28年2月	ゴルフパートナー大樹大府店
平成28年3月	S S X松山問屋町店 ヴィクトリアゴルフ松山問屋町店 ゴルフパートナー (ヴィクトリアゴ ルフ松山問屋町店内) X'tyle Vision (S S X松山問屋町店 内)		

(注) S S Xはスーパースポーツゼビオを表しております。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、平成27年10月1日に持株会社へ移行いたしました。これに伴い、当社のスポーツ用品等小売事業を当社子会社のゼビオ株式会社に承継させる会社分割（吸収分割）を行いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期	第 42 期	第 43 期	第44期 (当期)
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売 上 高 (百万円)	192,628	204,779	210,672	221,391
経 常 利 益 (百万円)	12,471	12,985	6,432	6,394
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	6,332	6,618	2,084	2,118
1株当たり当期純利益 (円)	140.68	146.91	46.24	46.91
総 資 産 (百万円)	167,793	181,383	181,698	180,865
純 資 産 (百万円)	109,764	114,579	115,781	115,647
1株当たり純資産 (円)	2,429.93	2,534.30	2,560.85	2,556.06

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ゼビオ株式会社	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ヴィクトリア	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ゴルフパートナー	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
クロススポーツマーケティング株式会社	30百万円	100.0% (100.0%)	マーケティングエージェント事業
ゼビオコーポレート株式会社	30百万円	100.0%	グループコーポレート業務受託事業
クロステックスポーツ株式会社	10百万円	100.0%	海外窓口業務、R & D業務事業

- (注) 1. 議決権比率の欄の（）内は間接保有比率であり内数であります。
2. 当社は、平成27年10月1日付で当社のスポーツ用品等小売事業を当社子会社のゼビオ株式会社に承継させる会社分割（吸収分割）を行いました。
3. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	ゼビオ株式会社
特定完全子会社の住所	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
特定完全子会社の株式の帳簿価額	39,086百万円
当社の総資産額	109,422百万円

(7) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社31社で構成されており、スポーツ用品・用具及び衣料を中心とした一般小売事業を主たる事業としております。また、スポーツマーケティング事業、商品開発事業、クレジットカード事業及びWEBサイト運営事業等を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

①一般小売事業

(スポーツ事業)

スポーツ大型専門店及びゴルフ専門店事業を展開。また、カジュアル衣料も展開。

ゼビオ株式会社
(子会社)

業態 スーパースポーツゼビオドーム
スーパースポーツゼビオ
ゼビオスポーツ

ゼビオスポーツエクスプレス

ヴィクトリアゴルフ (ゴルフ専門店)

株式会社ヴィクトリア
(子会社)

業態 ヴィクトリア

ヴィクトリアゴルフ (ゴルフ専門店)

エルブレス (アウトドア専門店)

株式会社ゴルフパートナー
(子会社)

業態 ゴルフパートナー
フェスティバルゴルフ

株式会社ネクサス
(子会社)

業態 タケダスポーツ
ネクサス

(ファッション事業)

イギリスの製造小売チェーンネクスト社 (next P L C) と提携し、同社の企画した商品を日本国内において独占販売するネクスト事業及び当社独自のファッション展開を行っているX'tyle事業。

ゼビオ株式会社

業態 next (ネクスト)
X'tyle (エクスタイル)

(その他)

ゼビオ株式会社

X'tyle Vision (エクスタイル ヴィジョン)
スポーツメガネ・サングラス専門店

Xiasis (ジアシス)

スポーツドラッグ専門店

②その他事業

クロススポーツマーケティング株式会社（子会社）

マーケティングエージェンツ事業等。

クロステックスポーツ株式会社（子会社）

海外窓口業務、R & D業務事業等。

ゼビオコーポレート株式会社（子会社）

グループコーポレート業務受託事業等。

(8) 主要な事業所及び店舗（平成28年3月31日現在）

① 当社

本社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

東京オフィス 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア

② 子会社

ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

宇都宮^{ハット} ^{ハット} 栃木県宇都宮市星が丘2丁目1番8号

東京オフィス 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア

店舗 384店舗

北海道	29店舗	青森県	8店舗	岩手県	5店舗	宮城県	17店舗
秋田県	6店舗	山形県	8店舗	福島県	25店舗	茨城県	12店舗
栃木県	9店舗	群馬県	2店舗	埼玉県	15店舗	千葉県	19店舗
東京都	12店舗	神奈川県	22店舗	新潟県	18店舗	富山県	4店舗
石川県	4店舗	福井県	2店舗	長野県	14店舗	岐阜県	3店舗
静岡県	5店舗	愛知県	19店舗	三重県	7店舗	滋賀県	2店舗
京都府	3店舗	大阪府	19店舗	兵庫県	11店舗	奈良県	3店舗
和歌山県	2店舗	島根県	4店舗	岡山県	3店舗	広島県	6店舗
山口県	5店舗	徳島県	3店舗	香川県	2店舗	愛媛県	5店舗
高知県	4店舗	福岡県	25店舗	佐賀県	2店舗	熊本県	6店舗
大分県	2店舗	宮崎県	5店舗	鹿児島県	2店舗	沖縄県	5店舗

株式会社ヴィクトリア 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
店舗 90店舗

埼玉県 11店舗 千葉県 9店舗 東京都 53店舗 神奈川県 15店舗
大阪府 2店舗

株式会社ゴルフパートナー 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
直営店舗 177店舗

北海道 3店舗 青森県 2店舗 岩手県 3店舗 秋田県 3店舗
山形県 2店舗 福島県 4店舗 茨城県 10店舗 栃木県 2店舗
群馬県 2店舗 埼玉県 11店舗 千葉県 13店舗 東京都 28店舗
神奈川県 16店舗 新潟県 3店舗 長野県 2店舗 岐阜県 1店舗
静岡県 3店舗 愛知県 6店舗 三重県 4店舗 大阪府 17店舗
兵庫県 4店舗 奈良県 4店舗 岡山県 2店舗 広島県 5店舗
山口県 2店舗 徳島県 1店舗 香川県 2店舗 愛媛県 1店舗
福岡県 11店舗 佐賀県 1店舗 熊本県 3店舗 大分県 2店舗
宮崎県 1店舗 鹿児島県 2店舗 沖縄県 1店舗

株式会社ネクサス 岩手県盛岡市青山4丁目46番15号
店舗 28店舗

青森県 5店舗 岩手県 11店舗 宮城県 1店舗 秋田県 8店舗
山形県 3店舗

賽標(中国)体育用品 中華人民共和国
有限公司 L2049-2062 Global Harbor Shanghai Yuexing, No.3300 North
Zhongshan Road, Putuo, Shanghai,China
店舗 1店舗

賽標(成都)体育用品 中華人民共和国
有限公司 B1F,Shihao Square,No.998 Middle Part of Jiannan Road,Gaoxin
Qu,Chengdu,China
店舗 3店舗

株式会社ザピオコリア 大韓民国
Naeoe Bldg B1, #6 Euljiro2-ga, Jung-gu Seoul
店舗 4店舗

クロススポーツマーケ ティング株式会社 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
クロスステックスポーツ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号
ゼビオコーポレート株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番7号

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比
2,231名	44名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイト6,733名（1日実働8時間換算）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 47,911,023株
 (3) 株主数 10,926名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 サ ン ビ ッ ク	8,252,605 ^株	18.3 [%]
公 益 財 団 法 人 諸 橋 近 代 美 術 館	4,500,000	10.0
有 限 会 社 テ ィ ー ・ テ ィ ー ・ シ ー	4,121,466	9.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □)	1,515,000	3.4
BNYML-NON TREATY ACCOUNT	1,421,400	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □ 9)	1,409,000	3.1
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,394,100	3.1
諸 橋 輝 子	1,392,364	3.1
諸 橋 友 良	1,173,150	2.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	948,100	2.1

(注) 1. 当社は、自己株式2,802,252株を保有しており、上記の大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

- (1) 保有する新株予約権の数
1,803個
- (2) 目的となる株式の種類及び数
普通株式 180,300株（新株予約権1個につき100株）
- (3) 当社役員の保有状況

	名称	行使期間	払込金額	個数	保有者数
			行使価額		
取締役 (社外取締役を除く)	平成22年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成22年9月23日～ 平成52年9月22日	1円	124個	2名
			1円		
	平成23年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成23年9月22日～ 平成53年9月21日	1円	115個	2名
			1円		
	第4回新株予約権	平成26年6月20日～ 平成31年6月19日	無償	210個	2名
			2,049円		
	平成24年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成24年9月20日～ 平成54年9月19日	1円	121個	2名
			1円		
	第5回新株予約権	平成27年6月1日～ 平成32年5月31日	無償	210個	2名
			2,246円		
	平成25年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成25年9月19日～ 平成55年9月18日	1円	94個	2名
			1円		
	第6回新株予約権	平成28年3月29日～ 平成33年3月28日	無償	210個	2名
			1,998円		
平成26年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成26年9月19日～ 平成56年9月18日	1円	121個	2名	
		1円			
第7回新株予約権	平成29年6月18日～ 平成34年6月17日	無償	210個	2名	
		2,424円			
平成27年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成27年9月17日～ 平成57年9月16日	1円	88個	2名	
		1円			
第8回新株予約権	平成30年3月29日～ 平成35年3月28日	無償	300個	2名	
		1,918円			

- (注) 1. 「払込金額」及び「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。
 2. 「平成22年9月発行新株予約権」「平成23年9月発行新株予約権」「平成24年9月発行新株予約権」「平成25年9月発行新株予約権」「平成26年9月発行新株予約権」「平成27年9月発行新株予約権」の発行に際して、上記の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
 3. 監査役が保有する新株予約権等は、第4回新株予約権を1名に対し10個（1,000株）となっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
諸橋友良	代表取締役社長	ゼビオ株式会社 代表取締役会長 株式会社ヴィクトリア 代表取締役 ゼビオコーポレート株式会社 取締役
北澤猛	取締役	クロスステックスポーツ株式会社 監査役 株式会社ファイティングロード 監査 株式会社（中国）体育用品有限公司 監事 株式会社（成都）体育用品有限公司 監事 株式会社ゼビオコリア 監事
谷代正毅	取締役	FTIコンサルティング 顧問
石綿学	取締役	弁護士事務所パートナー弁護士 森・濱田松本法律事務所 非常勤講師 京都大学法科大学院 非常勤講師 株式会社ユナイテッドアローズ 社外取締役
山田潤二	取締役	日本金属株式会社 社外監査役
加藤則宏	常勤監査役	ゼビオ株式会社 監査役 ゼビオコーポレート株式会社 監査役
小谷野幹雄	監査役	公認会計士事務所 所長 小谷野公認会計士事務所 所長 株式会社ヴィクトリア 社外監査役 日本システムウェア株式会社 取締役 積水ハウス・S I 投資法人 監督役
佐々木庸雄	監査役	税理士事務所 所長 佐々木庸雄税理士事務所 所長 株式会社マルタマ 社外監査 協業組合 仙台清掃公社 社外監 社会福祉法人三矢会 社外監

- (注) 1. 取締役谷代正毅氏、石綿学氏、山田潤二氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小谷野幹雄氏、佐々木庸雄氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役石綿学氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役小谷野幹雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役佐々木庸雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社は、取締役谷代正毅氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	83百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議をいただいております。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額15百万円（取締役1名に対し15百万円）、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役2名に対し16百万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷代正毅氏は、FTIコンサルティングの顧問を兼務しております。
なお、当社は、FTIコンサルティングとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役石綿学氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士及び株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役を兼務しております。
なお、当社は、森・濱田松本法律事務所、株式会社ユナイテッドアローズとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役山田潤二氏は、日本金属株式会社の社外監査役を兼務しております。
なお、当社は、日本金属株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所所長、子会社株式会社ヴィクトリアの社外監査役、日本システムウェア株式会社の取締役及び積水ハウス・S I投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社は、小谷野公認会計士事務所、日本システムウェア株式会社、積水ハウス・S I投資法人との間に特別な関係はありません。
- ・監査役佐々木庸雄氏は、佐々木庸雄税理士事務所所長、株式会社マルタマの社外監査役、協業組合仙台清掃公社の社外監事及び社会福祉法人三矢会の社外監事を兼務しております。なお、当社は、佐々木庸雄税理士事務所、株式会社マルタマ、協業組合仙台清掃公社及び社会福祉法人三矢会との間に特別な関係はありません。

②取締役会への出席状況及び発言状況

- ・取締役谷代正毅氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役石綿学氏は当期開催の取締役会24回に出席（出席率92%）し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役山田潤二氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役佐々木庸雄氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

③監査役会への出席状況及び発言状況

- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の監査役会16回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役佐々木庸雄氏は当期開催の監査役会16回に出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	71百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規程に則り会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することといたしますが、その内容は監査役会が決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及びすべての使用人が、法令・定款及び社是を遵守した行動をとるため、「行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
- ② 代表取締役はグループ業務管理担当の執行役員をコンプライアンス委員会の委員長に任命し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する機関を設けるとともに、全ての使用人への周知徹底を図っております。
- ③ 監査役及び内部監査室は、関連部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動状況を定期的に取り締り役会及び監査役会で報告しております。
- ④ 法令もしくは定款上疑義のある行為等について使用人が告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報に関する規程」を制定するとともに、相談窓口（コールセンター）を設けております。

<運用状況>

法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、管理系業務を専門に行う子会社の総務、法務、人事及び内部監査を事務局とするコンプライアンス委員会を5回開催し、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施いたしました。また、当該委員会で討議された内容は取締役会へ報告いたしました。なお、使用人に対しては、グループ法務プロジェクトによる集合研修並びにeラーニングを導入し、継続的な教育を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。
- ② 文書管理規程により、前項の文書等は、取締役及び監査役に対し常時閲覧可能としております。

<運用状況>

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等重要書類について法令並びに当社文書管理規程に基づく保存期間を設定し、適切に保存しております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスク管理については、各々「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報セキュリティ管理規程」を制定しております。

- ② ガバナンス体制及びリスク管理体制の強化を目的としてグループ経営統括担当の執行役員を配置し、リスク管理体制の充実・強化を進めております。
- ③ 当社各部門においては、関連する規程に基づきガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、リスク管理体制を確立しております。
- ④ 経営危機発生等の有事の際には、危機管理対策本部の立ち上げによる迅速かつ的確な対応を行う体制を整備している他、平時は、内部監査室が各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会で報告しております。

<運用状況>

リスク管理を適切に行う為に「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報セキュリティ規程」を制定し、社内イントラネットにて周知を図っております。また、業務執行上の重要な意思決定ないし業務遂行等に内在するリスクについては、内部監査室が各担当のリスク管理状況を監査し、グループに共通する経理、人事管理、法務等の間接部門がそれぞれ想定されるリスクを分析し、取締役会及び監査役会に対して必要な報告を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による中期経営計画の策定や経営指標の策定を行うとともに、中期経営計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定を行い、取締役・執行役員を構成員とする経営会議及び取締役会において、ITを活用した月次業績のレビューの実施を行っております。
- ② グループに共通する経理、人事管理、法務等の間接業務については、専門の子会社がその業務を担当し効率化を図るとともに、2014年10月からグループ共通の会計管理システムを導入し、順次グループ各社の会計システムの共通化を進めております。

<運用状況>

当社は取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を経営会議または取締役会に委任し、効率的な意思決定を行っております。当事業年度は取締役会を26回開催し、予算策定、事業グループの組織再編、設備投資等について審議を行いました。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社における業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を整備するとともに、子会社管理のグループ経営統括担当の執行役員の統括の下、子会社に対する適切な管理を行い、グループ各社は業績、財務状況その他の重要事項について、当社に都度報告する体制となっております。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社に対しては当社のリスク管理体制に準じた自律的なリスク管理体制を構築させるとともに、役員の派遣を通して組織的な管理体制を強化しております。

- ③ グループ各社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、事業内容や規模等に応じて執行役員制度の導入を認めるなど、グループ経営の適正かつ効率的な運用を図っております。
- ④ 当社取締役、執行役員及びグループ各社の代表取締役社長は、各担当、各会社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することを認識し、グループ各社全体の業務適正化のために積極的に取り組んでおります。
- ⑤ 内部監査室は、定期または不定期にグループ各社の業務監査及び内部統制監査を実施し、その結果を当社取締役会及び連結監査役会で報告しております。

<運用状況>

当社子会社に対して、稟議申請等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、当社のグループ経営会議や取締役会での報告を義務とし、その遂行を事前に承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、命令を受けた職員は監査役の指示に従いその職務を行うものとします。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

<運用状況>

監査役は必要に応じ内部監査室所属の職員に対し、必要事項を命令でき、命令を受けた職員は平時の指揮命令を受けないものとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、その他使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び不正行為や定款違反事項、リスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項を報告しております。
- ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当該報告者と監査役との協議により決定しております。
- ③ 定期的開催する連結監査役会において、グループ会社の監査結果が内部監査スタッフ及び子会社の監査役から報告されております。

- ④ グループに共通する内部通報に関する窓口である総務部門は、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項について、通報者の匿名性に必要な処置をした上で定期的に当社取締役、監査役に報告しております。
- ⑤ 監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対して、そのことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底しております。
- ⑥ 監査役の職務の執行に係る費用については、監査役の年度監査計画に応じた費用を予算化しており、緊急の費用等についても、監査役の求めに応じた適正な支出を可能としております。

<運用状況>

当社グループ各社の内部監査結果並びに監査役監査の結果は、連結監査役会において報告しております。また、当社グループの各社は、内部通報制度を整備し、その運用状況については、各社取締役または監査役に報告しております。なお、通報者の匿名性を確保したうえで、不当な取り扱いを行った事実はありません。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び重要な各使用人への個別ヒヤリングの機会を持つとともに、重要な会議への出席を可能としています。
- ② 代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。

<運用状況>

取締役は、取締役及び使用人の監査役監査に対する理解が深まるよう、監査役監査の環境整備に努めております。また代表取締役は、社外監査役を含めた監査役との間で、適宜、意見・情報交換を実施する為、「ガバナンス委員会」を実施しました。また、会計監査人とはレビューミーティング等を開催しました。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力を排除することが、企業の社会的責任であることを認識し、全従業員が守らなければならない指針として「ゼビオグループ行動規範」を定め、その中で反社会的勢力との関係断絶を項目として掲げ取り組んでおり、その整備状況は次のとおりです。

- ・当社は、反社会的勢力の排除に向けて、「危機管理マニュアル」で具体的対応策を規定するとともに、全店長会議等、研修の機会を通じ不当要求への対応教育を実施しております。
- ・反社会的勢力への対応に関する連携機関として、警察、暴力追放センター、弁護士等との協力のもと、不当要求に関する情報収集を行っております。
- ・不当要求防止責任者講習会への参加を推奨し、本社、営業店舗、エリア単位での反社会的勢力の排除に向けた組織体制を構築しております。

10. 適正な財務報告を確保するための体制

「金融商品取引法」及び平成19年2月15日に金融庁より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」の趣旨に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用を適切に行うこととします。

連結財務報告書を迅速に作成するため、評価対象とすべき財務報告の範囲については、企業集団各社の財務報告リスク調査及び特別リスク調査を基準に、また重要拠点については連結売上高を基準に決定しており、その具体的範囲は財務諸表の勘定科目、当社及びグループ各社、主要な業務プロセスとなっております。

(注) 平成27年4月21日開催の取締役会決議並びに平成27年12月15日開催の取締役会決議により、内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。主な改定内容は次の通りです。

- ・会社法等関係法令の改正を踏まえ、当社グループの業務の適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改定に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。
- ・平成27年10月1日より純粋持株会社体制移行に伴い、取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制についてグループ各社のコンプライアンスを統括する機関としてコンプライアンス委員会を設置したことによるものであります。
- ・純粋持株会社体制移行に伴う組織、役職等を現状に即したものに修正したものであります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の株券等に関し、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような濫用的な買付等が行われる場合は、株主・投資家の皆様から経営を負託された者の責務として、企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から最も適切と考えられる措置を取ることを検討いたします。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保につきましては、安定成長に向けた財務体質の強化と今後とも予想される競争の激化に対処するため、①店舗の新設及び改装や増床への投資、②新規事業への投資、③経営の効率化に向けた情報システムへの投資などに活用し、経営基盤の安定と拡大に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	106,749	流 動 負 債	56,791
現金及び預金	21,588	支払手形及び買掛金	15,828
受取手形及び売掛金	18,044	電子記録債務	24,561
営業貸付金	1,958	短期借入金	295
商 品	57,642	未払法人税等	2,555
繰延税金資産	1,490	賞与引当金	1,128
その他	6,449	役員賞与引当金	15
貸倒引当金	△424	ポイント引当金	1,652
		その他	10,754
固 定 資 産	74,116	固 定 負 債	8,426
有 形 固 定 資 産	41,439	リース債務	3,090
建物及び構築物	18,655	繰延税金負債	110
土地	15,416	退職給付に係る負債	697
リース資産	3,197	役員退職慰労引当金	59
建設仮勘定	418	資産除去債務	3,978
その他	3,752	その他	489
無 形 固 定 資 産	7,706	負 債 合 計	65,218
のれん	4,223	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	2,283	株 主 資 本	115,018
その他	1,199	資本金	15,935
投資その他の資産	24,969	資本剰余金	16,154
投資有価証券	993	利益剰余金	87,923
長期貸付金	126	自己株式	△4,994
繰延税金資産	2,334	その他の包括利益累計額	282
差入保証金	4,180	その他有価証券評価差額金	234
敷金	14,163	為替換算調整勘定	549
投資不動産	1,940	退職給付に係る調整累計額	△502
退職給付に係る資産	142	新 株 予 約 権	336
その他	1,173	非 支 配 株 主 持 分	10
貸倒引当金	△84	純 資 産 合 計	115,647
資 産 合 計	180,865	負 債 及 び 純 資 産 合 計	180,865

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		221,391
売上原価		135,779
売上総利益		85,612
販売費及び一般管理費		79,444
営業利益		6,167
営業外収益		
受取利息	100	
受取配当金	19	
不動産賃貸料	936	
業務受託料	381	
その他	348	1,786
営業外費用		
支払利息	51	
為替差損	234	
不動産賃貸費用	770	
業務受託費用	406	
その他	95	1,559
經常利益		6,394
特別利益		
固定資産売却益	17	
投資有価証券売却益	70	87
特別損失		
固定資産売却損	35	
固定資産除却損	134	
減損損失	1,577	
店舗閉鎖損失	34	
賃貸借契約解約損	0	1,782
税金等調整前当期純利益		4,699
法人税、住民税及び事業税	3,109	
法人税等調整額	△519	2,589
当期純利益		2,109
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△8
親会社株主に帰属する当期純利益		2,118

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	15,935	16,120	87,384	△5,010	114,430
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,579		△1,579
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,118		2,118
自己株式の取得				△145	△145
自己株式の処分		34		160	195
連結範囲の変動			△0		△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	34	538	15	587
平成28年3月31日残高	15,935	16,154	87,923	△4,994	115,018

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成27年4月1日残高	322	777	△41	1,058	291	0	115,781
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,579
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,118
自己株式の取得							△145
自己株式の処分							195
連結範囲の変動							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△87	△228	△460	△776	45	10	△721
連結会計年度中の変動額合計	△87	△228	△460	△776	45	10	△133
平成28年3月31日残高	234	549	△502	282	336	10	115,647

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

ゼビオホールディングス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 治郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社（旧会社名 ゼビオ株式会社）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼビオホールディングス株式会社（旧会社名 ゼビオ株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務に執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

ゼビオホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤 則宏	㊟
社外監査役	小谷野 幹雄	㊟
社外監査役	佐々木 庸雄	㊟

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,289	流 動 負 債	3,630
現金及び預金	1,759	未払金	2,073
電子記録債権	2,261	未払法人税等	1,460
関係会社短期貸付	16,549	前受収益	60
前払費用	97	賞与引当金	5
繰延税金資産	130	役員賞与引当金	15
未収金	5,655	その他の	16
そ の 他 金	836	固 定 負 債	909
貸倒引当金	△1	退職給付引当金	3
		役員退職慰労引当金	59
固 定 資 産	82,133	預り保証金	150
有 形 固 定 資 産	16,420	資産除去債務	669
建物	9,313	その 他	25
構築物	255	負 債 合 計	4,539
工具、器具及び備品	196	純 資 産 の 部	
土地	6,550	株 主 資 本	104,311
建設仮勘定	100	資 本 金	15,935
その 他	3	資 本 剰 余 金	16,154
無 形 固 定 資 産	1,888	資 本 準 備 金	15,907
ソフトウェア	1,888	その 他 資 本 剰 余 金	247
その 他	0	利 益 剰 余 金	77,215
投 資 そ の 他 の 資 産	63,825	利 益 準 備 金	802
投資有価証券	837	その 他 利 益 剰 余 金	76,413
関係会社株式	56,442	別 途 積 立 金	72,050
長期貸付金	30	繰 越 利 益 剰 余 金	4,363
関係会社長期貸付	1,670	自 己 株 式	△4,994
前払年金費用	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	234
繰延税金資産	2,079	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	234
差入保証金	19	新 株 予 約 権	336
敷投資不動産	1,097	純 資 産 合 計	104,883
投 資 そ の 他 金	1,785	負 債 及 び 純 資 産 合 計	109,422
貸倒引当金	426		
	△564		
資 産 合 計	109,422		

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高	73,018	
営業収益	2,957	
売上高及び営業収益合計		75,976
売上原価		44,470
売上総利益		31,505
販売費及び一般管理費	24,129	
営業費用	1,912	
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計		26,042
営業利益		5,463
営業外収益		
受取利息	124	
受取配当金	17	
不動産賃貸料	1,003	
業務受託料	381	
その他	167	
営業外費用		
不動産賃貸費用	835	
業務受託費用	406	
その他	36	
経常利益		5,879
特別利益		
固定資産売却益	17	
投資有価証券売却益	70	
特別損失		
固定資産売却損	29	
固定資産除却損	48	
貸倒引当金繰入額	564	
関係会社株式評価損	10	
税引前当期純利益		5,313
法人税、住民税及び事業税	1,647	
法人税等調整額	207	
当期純利益		3,458

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成27年4月1日残高	15,935	15,907	213	16,120
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			34	34
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	34	34
平成28年3月31日残高	15,935	15,907	247	16,154

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
別途積立金		繰越利益剰余金				
平成27年4月1日残高	802	72,050	2,484	75,337	△5,010	102,383
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△1,579	△1,579		△1,579
当期純利益			3,458	3,458		3,458
自己株式の取得					△145	△145
自己株式の処分					160	195
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	1,878	1,878	15	1,928
平成28年3月31日残高	802	72,050	4,363	77,215	△4,994	104,311

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	評 価 ・ 換 算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成27年4月1日残高	322	322	291	102,997
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,579
当期純利益				3,458
自己株式の取得				△145
自己株式の処分				195
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△87	△87	45	△42
事業年度中の変動額合計	△87	△87	45	1,885
平成28年3月31日残高	234	234	336	104,883

会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

ゼビオホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 治郎 ㊞

監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社（旧会社名「ゼビオ株式会社」）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	諸橋友良 (昭和39年8月28日)	平成6年12月 当社入社 平成9年12月 当社スポーツ事業本部商品三部長 平成12年5月 当社執行役員営業本部スポーツ事業部副部長兼商品二部長 平成12年6月 当社取締役・執行役員営業本部スポーツ事業部副部長兼商品二部長 平成13年10月 当社取締役スポーツ事業部長兼商品部長 平成14年7月 当社常務取締役営業本部長 平成15年2月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] ゼビオ株式会社代表取締役会長 株式会社ヴィクトリア代表取締役会長	1,173,150株
2	北澤猛 (昭和25年11月4日)	昭和49年4月 株式会社トーマン入社 平成12年4月 上海トーマン社社長 平成16年4月 株式会社トーマン繊維素材部長 平成17年1月 同社繊維原料部長 平成18年10月 豊田通商株式会社生活産業・資材企画部 平成19年6月 当社出向執行役員人事改革プロジェクト担当 平成20年4月 当社執行役員人材開発部門長兼人事担当役員補佐 平成20年6月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] グロステックスポーツ株式会社監査役 株式会社ファイティングロード監査役 賽標（中国）体育用品有限公司監事 賽標（成都）体育用品有限公司監事 株式会社ゼビオコリア監事	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
3	やしろ まさ たけ 谷代正毅 (昭和18年12月11日)	昭和42年 4月 株式会社日本興業銀行入行 平成 5年 6月 同行ロサンゼルス支店長 平成 8年 6月 同行常任監査役 平成11年 6月 同行常務執行役員 平成14年 4月 ユーシーカード株式会社代表取締役副社 長 平成16年 6月 富士重工業株式会社常勤監査役 平成18年 6月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] F T Iコンサルティング顧問	0株
4	いし わた かく 石綿 学 (昭和45年11月16日)	平成 9年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 平成 9年 4月 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律 事務所) 入所 平成20年 6月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 京都大学法科大学院非常勤講師 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役	0株
5	* おお た みち ひこ 太田道彦 (昭和27年12月8日)	昭和50年 4月 丸紅株式会社入社 平成20年 4月 同社常務執行役員ライフスタイル部門長 平成21年 6月 同社代表取締役常務執行役員社長補佐兼 総務部人事部担当役員兼生活産業グルー プ管掌役員兼ライフスタイル部門長 平成22年 4月 同社代表取締役専務執行役員社長補佐兼 総務部人事部担当役員兼生活産業グルー プ管掌役員兼流通担当役員 平成24年 4月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 兼ライフスタイル部門紙パルプ部門管掌 役員 平成25年 4月 同社副社長執行役員アセアン支配人 東アジア総代表、南西アジア支配人 丸紅アセアン会社社長 平成26年 6月 同社代表取締役副社長執行役員 総務部人事部担当役員 平成27年 4月 同社副会長 (現任) [重要な兼職の状況] 該当事項はありません。	0株

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 太田道彦氏は、丸紅株式会社の副会長を務めており、当社グループは同社グループとの間で商品仕入等の取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高の2%未満であるため当社の事業運営に関する経営判断に影響を及ぼす恐れがなく、かつ株主の皆様との間に利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏は社外取締役候補者であります。
谷代正毅氏は社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 取締役候補者の選任理由
諸橋友良氏につきましては、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、これまで当社代表取締役としてリーダーシップを発揮するとともに、当社における様々な職務経験は当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。
北澤猛氏につきましては、商社での職務経験を通じ幅広い見識を有するとともに、当社において人事改革・人材開発担当執行役員を経験するなど、当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。
谷代正毅氏につきましては、これまで培ってきた知識、経験等を当社の財務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年間であります。
石綿学氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社の内部統制面をはじめ、法務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年間であります。
太田道彦氏につきましては、これまでに総合商社で培ってきた国内外での幅広い知識、経験等を当社グループの海外事業やその他の事業展開に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、谷代正毅氏、石綿学氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
なお、谷代正毅氏、石綿学氏の再選が承認可決された場合、同契約を継続する予定であり、太田道彦氏の選任が承認された場合、同契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役加藤則宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社 株式の数
かとうのりひろ 加藤 則宏 (昭和29年6月15日)	昭和52年4月 当社入社 平成3年9月 当社スポーツ事業本部商品三部長 平成9年6月 当社取締役スポーツ事業本部 商品三部長 平成12年5月 当社取締役・執行役員営業本部 スポーツ事業部長 平成15年7月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役総合企画室長 平成17年6月 当社総合企画室長 平成18年10月 当社スーパースポーツゼビオ仙台泉中央店 総店長 平成19年6月 当社内部監査室長 平成21年4月 当社人事部門長 平成24年6月 当社監査役(現任) [重要な兼職の状況] ゼビオ株式会社監査役 ゼビオコーポレート株式会社監査役	6,550株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役との責任限定契約について

当社は、定款において、監査役との間で、当社の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、加藤則宏氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度を限度としてその責任を負う。

- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

なお、加藤則宏氏の再選が承認可決された場合、同契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成24年6月28日開催の第40回定時株主総会において補欠監査役に選任されました吉田好一氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社 株式の数
たか 久 敏 雄 (昭和24年4月1日)	昭和42年4月 仙台国税局入局 平成13年7月 築館税務署署長 平成14年7月 大田原税務署署長 平成15年7月 仙台国税局総務部会計課長 平成17年7月 仙台国税局総務部次長 平成19年7月 仙台北税務署署長 平成20年7月 同署退官 平成20年8月 税理士登録 高久敏雄税理士事務所所長(現任) 平成27年9月 ゼビオ分割準備会社株式会社(現ゼビオ株式会社) 監査役(現任) [重要な兼職の状況] 医療法人新生会佐藤病院監事 株式会社猪股会計センター代表取締役 ゼビオ株式会社監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高久敏雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 高久敏雄氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は税理士としての専門知識と豊富な経験を持ち、業務監査、会計監査双方においてより客観的で精度の高い監査が期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は定款において監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。高久敏雄氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約の概要は次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社及び連結子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものです。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当し、またその額も確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も合わせてご承認をお願いするものです。

なお、第1号議案をご承認いただきますと、本新株予約権の割当てを受けることになる当社取締役は2名（社外取締役3名は除く）となります。

新株予約権の内容は以下のとおりです。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び連結子会社の取締役、執行役員、従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないうときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式300,000株を上限とする。

ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の数

3,000個を発行する新株予約権の上限とする。なお、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他の諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当数は、300個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式の総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

上記ほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日の翌日から5年以内

(7) 新株予約権の行使の条件及び制限

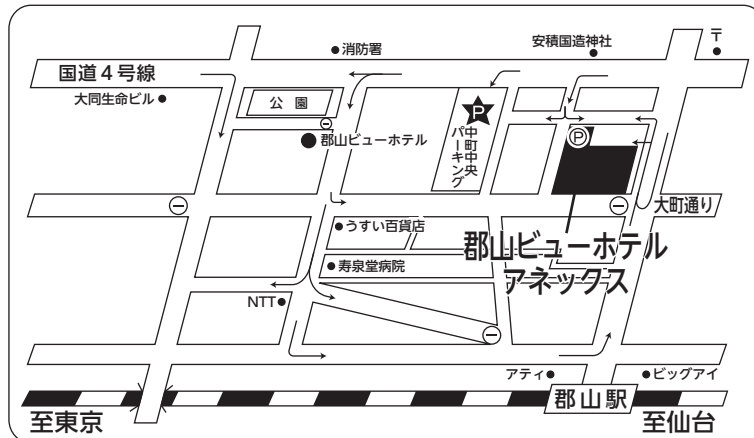
①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員、従業員もしくは連結子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。

- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得条項
- ①新株予約権者が上記（7）による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転の議案、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 端数の取扱い
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準
- 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く。）に割当てられる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。
- 新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。
- (13) 新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上

第44回定時株主総会会場ご案内図

会 場 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
電 話 (024) 939-1111



※◎はホテル契約立体駐車場です。なお、RV、ワゴン車は☆契約駐車場をご利用ください。

<交通のご案内>

- JR郡山駅より徒歩で約5分
- 東北自動車道郡山インターチェンジより車で約25分